

★2025年めざした長野県の医療・介護を考える★

一県民シンポジウム開かれる一



第420号

2015年6月28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

基調講演は、長野県健康福祉部の衛生技監・山本英紀氏により、長野県の医療・介護提供体制の将来像と課題」とのテーマ

二〇二五年めざした長野県の医療・介護を考える県民シンポジウムは、六月二二日(日)松本市の浅間温泉文化センターにおいて開催されました。主催は県保険医協会、県難病患者連絡協議会など四団体で構成する長野県医療団体連絡会です。介護報酬の引き下げなど介護保険制度の改悪やこの国会で改悪された医療制度に対する危機感から二五五名の参加者が集いました。

主催者を代表し県医療労働組合連合会執行委員長の小林吟子さんは、国の戦争法案・軍拡などの動きと一体となった社会保障削減に強い懸念を表明するとともに、国の方針にただ追従するのではなく、「二〇二五年をめざし長野県の医療・介護の在り方を一緒に考えあいましょー」とシンポジウムの目的を語りました。

で行われました。山本氏は、パワーポイントを使い、国の医療・介護提供体制の方針や、この方針に沿った県の施策について説明しました。また、パワーポイントに追加し、国の病床削減方針(医療機能別必要病床数の算定に関するガイドライン)と県の対応についても説明を補足しました。

シンポジウムでは、コーディネーターの熊谷嘉隆氏(県民医療連会長)が、▽世界と日本の医療の比較▽予想される事態と、だれもが安心して住み続けられる地域社会を創るための私たちの課題について、資料を基に提起しました。その後、五名のシンポジストが、それぞれの現場に実態や目指すべきものについて語りました。

◇北澤彰浩氏(JA長野厚生連 佐久総合病院診療部長・医師) 北澤さんは、「急性期病院、特に地域支援病院ともなると、地域における様々な要素を考え

発行 障害者の生活と権利を守る 長野県連絡協議会
発行所 〒三八一〇〇三四
長野市高田中村二七六一八
長野県労働会館一階
電話 〇二六(二六四)五二五六
FAX 〇二六(二六四)五二五六
松丸 道男

- 紙面の案内
- ◆P1~P3; 2025年めざした長野県の医療・介護を考える 県民シンポジウム開かれる
 - ◆P3~P4; 「特別支援教育を考える」総合研究会開かれる
 - ◆P4~P5; ポプラの会 定期総会開かれる ◆P5; NO!戦争法 長野県民集会に2800人
 - ◆P6; 介護保険優先から統合へ? 不安募る福祉の動向
 - ◆P7; コラム 「差別」をめぐる 旭 洋一郎(長野大学教授)
 - ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)



ると平均在院日数は十一日前後となる可能性がある。つまり、入院時には退院先が決まっていなないと安心して入院できない状況」 「とりわけ医療介護の連携が必要な介護保険利用者やその家族、担当介護支援専門員（ケアマネージャー）等にとっては、大変深刻な問題」 「以前なら、病院から退院の連絡を受けて一週間ほど調整して、退院時調整会議を経て退院といったケースも見られたが、現在では時間をかけての調整は不可能」 「普段からの、また入院当初からの医療と介護の連携は欠かせない。良いシステム構築を考え合いたい」と課題提起をしました。



◇野口修氏（元の気クリニック院長・医師）

野口さんは、病院、診療所など医療内の連携や介護保険関連従事者、支援センターなど医療外の関係機関ほかとの連携の必要性を強調しながら、現在の国の医療に対する施策を強く批判しました。医療費抑制のために「治っていないのにどんどん退院させる」、病院の敷居が高くなり、「命が崖っぷちに到らないと救急ではない」と言われる、別荘滞在の女性が救急外来を訪れたが帰宅させられ、ほどなく心肺停止で担ぎ込まれた具体的な事件を紹介しました。

◇高橋光子氏（諏訪赤十字訪問介護ステーション管理者・看護師）

高橋さんは、在宅療養者の現状として、①在院日数が短縮され、医療依存度が高い状況での在宅移行②ニーズの多様化を挙げました。そして、地域完結型医療・介護を実現するためには、自宅ほか施設等で療養者を支える、医療、介護職の知識・技能の向上が必要と述べ、諏訪市内の介護施設に向けたアンケート結果を紹介しました。

アンケートでは、介護職に「病気が分らない」「十分な対応が難しい」などの不安がたくさんあることがわかり、基礎的な医学の研修会を企画しました。そして、顔の見える関係性を築き、相談窓口をつくり、諏訪赤十字の専門性の高い看

護師を活用できる体制をつくりました。研修後の参加者アンケートでは、研修の成果が示されると同時に、研修の継続の必要性が明らかになっています。

◇塩原孝子氏（主任ケアマネージャー）

塩原さんは、介護保険の変遷を簡単に紹介した後、二〇一五年の改正の内容と問題点を指摘しました。

予防を担当しているケアマネの悩みとして、①介護報酬改定（引き下げ）により、デイサービスやヘルパー利用に既に悪影響が出ている②高齢障害者や認知症高齢者の総合事業への移行の課題があるなどと述べ、障害者総合支援法の介護保険優先条項（六五歳問題）の問題点について触れました。

私たちが願う地域包括システムは、民医連が目指す「無差別平等」「憲法が生かされる制度」です。憲法二五条「生存権」、十三条「幸福追求権」、十四条「法の下での平等」を目指したいと結びました。

◇北沢和雄氏（県難病連）

北沢さんは、腎炎・ネフローゼ児を守る会に入り、活動を始めた経過などを語り、難病新法の成立及び、難病と障害者総合支援法のかかわりなどについて説明しました。また、難病患者と家族の生きにくさとして、▽医療・治療の難しさ▽暮らし

にくさ▽社会活動の制限があるとし、山積する主な課題として次の五点を挙げました。①医療、福祉、介護、就労支援、教育、住宅などを含めた総合的な難病対策の充実②難病や長期慢性疾患患者の医療費の軽減を図るために長期療養給付制度の導入、高額医療制度の見直し③難病・慢性疾患の子どもたちに対する医療と福祉、就労などの自立できる成人を目指すための支援の充実④県難病相談支援センターの充実や患者・家族団体への支援⑤「六五歳問題」（介護保険優先条項）で六五歳になると一割の利用料負担が生じる。

さらに、「四〇年前に私たちが活動を始めたころは『一日も早く難病の原因の究明と治療法の開発を』というスローガンで活動を進めてい



「特別支援教育を考える」 総合研究会開かれる

— 高等学校における特別支援教育の発展をめざし！ —

ましたが、現在は単にそれだけではなく患者の社会参加を支援していくことも難病対策であり、地域で普通の人間として尊厳をもって生きられる社会を目指すことが、これからの難病対策」と強調しました。

コーディネーターの熊谷嘉隆氏は、「医療、福祉、介護の連携が鍵だ」と意見を求めていました。フロアーから、「日本の社会保障は、このままでは、ダメになる。地域包括ケアシステムなども広範囲すぎる」「介護の方向性が見えない」「県は真剣に、財政面や環境を整えていただきたい」などの意見が出されました。

「特別支援教育を考える」総合研究会が六月二〇日、高校教育会館において開催されました。県高等学校教育文化会議、全国障害者問題研究会、会長野支部と県障害者運動推進協議会の共催により今回で八回目の開催となります。

開会の挨拶で教育文化会議の柳澤俊文さんは、「最初は困難を抱える生徒たちのことが理解できず、『発達障害って何?』から始まりました。三者で協力し、実践を重ね、交流し合い、制度の課題を含め積み重ね八回目となりました。一步一步進むために、学びあいましょう」などとの経過と意義を述べました。

「課題提起」として、全障研事務局長の坂戸千明さんから、障害のある生徒の高等学校進学にかかわる現状を中心に報告が行われました。

中学校の特別支援学級の卒業生は平成二五年度六六〇名、うち四四三名(六七・一%)が高等学校に進学しています。この進学率は年々増えています。また、特別支援学校の中学部卒業生の中にも、少人数(同年度八名)ですが、高校に進学する者がいます。

小・中学校の在籍者で発達障がいと診断されている者は平成二六年度三・二六%と理解が広がるにつれ年々増加しています。高校では同年一・三%ですが、スクリーニングによる「特別な支援が必要だと思われる生徒」は、二・二七%となっております。

り、理解が進むに従いさらに増加することが予想されます。県教委は、①研究指定校六校に特別支援教育支援員を配置し、生徒支援の方法や内容、校内支援体制の整備等について研究②全ての高校を対象とし「高等学校特別支援教育研究会」(研修)を年三回開催し、モデル研究校における実践状況を共有し、発達障がいのある生徒への支援力向上を図るとしています。

講演は、昨年に引き続き京都府立高校特別支援・進路支援教員を務める谷口藤雄さんにより、「高校における特別支援教育を進めるために」をテーマに行われました。

谷口さんは、「特別支援学校は既に体制が整っているが、高校はできていないところがほとんど」と課題意識を述べ「声をあげ、まずは、学校で支援体制づくりに取り組まなければならぬ」と、自身が立ち上げてきた、校内体制と校外の専門職や専門機関との連携の在り方について詳しく報告しました。

生徒の進路・就職問題については、権利としての福祉制度・手帳制度の活用、家庭や本人の障害受容の大切さと関係機関とのつながり方などについて具体例を通し紹介しました。

高校は長い間「適格者主義」により、「生徒を学校に合わせる」考え方をしてきた。本来の教育は、生徒一人一人の学び、発達を保障するこ

とだとし、国際的なインクルーシブ教育「合理的配慮」の考え方について紹介しました。さらに、高校で課題となる「評価」について、文科省の定める学習指導要領でさえ「学習の遅れがちな生徒などについて…実態に応じ…義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るため…指導内容や指導方法を工夫する…」生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、「…と書かれていることを示し、点数や偏差値のみで評価することは間違いだと指摘しました。

昼食休憩をはさみ、午後には、高等学校現場三校からの報告があり、質疑や意見交流を行いました。

◇下高井農林高校の宮島樹里さん 下高井農林高校は、平成二六年度、特別支援教育研究指定校として研究・実践に取り組んだ成果を報告しました。高校として、特別支援教育連携協議会(北信圏域六市町村の福祉・教育関係者などで構成)に参加し「農林高校特別支援教育連絡会議」を立ち上げ、飯山市特別支援教育関係者会議に参加しました。

校内では、一年生必須科目として、「学び直し」と社会人・職業人として必要な教養やマナーを身に受ける学習を実践しています。また、支援員による生徒への個別

対応、生徒の情報共有化、キャリア教育の取組み、校内職員研修の開催などを実施してきました。支援員の活用により、生徒理解、授業や個別支援等の改善、外部機関とつなぐ「支援マップ」の作成などの成果が得られました。支援員の力が発揮できる体制作りが課題となっています。

◇富士見高校の浜順二さん

富士見高校は、二〇一五年三月末までの二年間、「高等学校社会的自立支援事業」（いじめ対策等生徒指導推進事業）に取り組んでいます。高校における不登校生徒を含めた長期欠席者、発達障がい者及び発達障がいに起因した問題行動により中途退学に到る者に対し、NPO法人や民間団体の活動と連携した支援体制づくりにより社会的自立を支援する事業です。

具体的には、①校内支援委員会（教頭、生徒指導、進路指導、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任、担任）の設置②支援員※（キャリアサポーター、発達障がい支援員、就職アドバイザー）の配置③校内個別支援会議（キャリアサポーター、発達障がい支援員、就職アドバイザー）と学校職員の情報の交換及び共有の開催
 ※支援員は、特別職の非常勤職員。一月末までをめぐりに二十回来

校、一日四時間上限）

教職員だけでなく、様々な専門職が多様な視点で支援に当たることにより一定の成果が得られています。しかし、①支援を受け入れられない生徒や家族の課題②医療機関と支援員との見解が異なるなど、支援体制の整備・調整の難しさ③多忙な支援員等の実情や旅費など財政的な課題なども報告されました。

◇箕輪進修高校の北原恵美さん

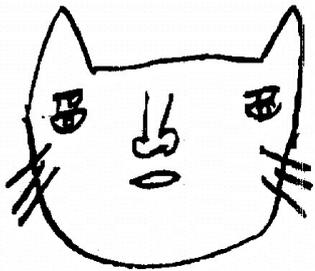
箕輪進修高校は、平成二六年度「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」事業を実践している高校です。全国の二府一道十三県一市の十九校で行われています。また、箕輪進修高校は、多部・単位制高校です。前期選抜の生徒募集の観点として「大集団での学習活動になじめず、不登校等の理由で中学校までの学習は必ずしも十分とはいえない」という場合でも高校で学習したいという、自発的で強い意欲を持っている「生徒を受け入れています。

多部・単位制高校の特性を生かし、発達・知的障害や精神疾患のある生徒に対して、「丁寧なアセスメント」「少人数授業の促進」「わかる授業づくり」「コミュニケーション能力の般化」「ニーズに沿ったキャリア教育」などを実践しています。北原さんは、「なぜ、高校に特別支援教育的視点が定着しにくい

か」と高校現場にある課題を率直に述べながら、長野県の高校について特別支援教育が始まり七年目となり、着実に定着・前進してきている面も紹介しました。そして、今後、障害者の権利条約「合理的配慮」などの理解、高校での一層の教育条件整備の期待を語りました。

参加者からは、「日々、支援を

必要としている子どもたちに関わる中で、どう対応すべきか悩みはつきません。具体的なケースを交えての内容で分かり易く、とても助かりました」「他の学校でも同じ悩みを抱えていることを知り、また様々な取り組みの例を聞き参考にになりました」などの感想が寄せられました。そして、研究会の今後の継続とあわせ、「小・中・特別支援学校、高校、支援センター、各種事業所、保護者、専門職のいっそうの連携」を望む声が寄せられました。



ポプラの会 定期総会
開かれる

— 支えあい 一歩踏み出すために —

NPO法人ポプラの会（会長・山本悦夫）は、六月六日（土）長野市生涯学習センターにおいて、平成二七年度の定期総会を開催しました。

山本会長及び来賓のあいさつに続き、平成二六年度の事業及び活動報告と決算・監査報告が行われました。

結成十年を迎え、ポプラの会は着実に活動の輪を広げています。

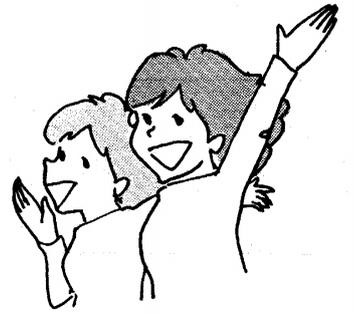
「ピアサポート事業」は、事務局を中心に、ピアサポーターの養成を行いながら、関係機関との連携を図り、仲間の相談に応じています。相談は延べ件数で年間五〇八件に上ります。

「創作・交流・学びの場づくり事業」では、月一回のお茶のみ交流会、年一回のボウリング大会、月二回の絵画教室や英会話教室、ペン習字やパソコン教室ほか、仲間の要望も聞きながら多彩なメニューを揃えています。地域のボランティア、講師なども活用しながら、仲間とのコミュニケーションや社会参加の場となっています。

年三回の「ポプラだより」の発行、ホームページを活用した広報にも力を入れています。

行政や議会等に対する働きかけも活発に行っています。特に昨年度は、「精神障がい者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワーク」を立ち上げ、国の病棟転換型居住系施設問題について、県議会請願を行い一定の成果を上げています。

続いて平成二七年度の事業計画や予算並びに役員の選出が行われました。基本的には、これまでの事業をさらに発展させていく内容です。とりわけ目を引いたことは、「当事者講師の派遣」事業です。やっと、「精神障がい」への理解を広げようとする社会的認識



が広がり、「当事者の生の声を聞きたい」との要請が寄せられるようになりまし。本年度既に九件の要請があり、ポプラの会は、自ら研修を積みながらこの要請に答えようと努力をしています。

また、会の社会的責務にいつそう応え、利用者の人権を守る運営に努めるために、会に第三者委員会を置くこととし、二名の委員を委嘱、総会で承認されました。うち一名を当会の原副代表が務めることになりました。

総会終了後、夏目宏明氏（県精神保健福祉士協会副会長）を講師に、研修会が開催されました。夏目氏は、自らの体験を通して、「自分を变えることによって、一歩踏み出すことができる」ことを語り掛け、多くの参加者から共感の聲が寄せられました。

NO! 戦争法 長野県民集会に2800人

—むのたけじさん
(100歳)の力強い訴え
に万雷の拍手—

NO! 「戦争する国」活かそう!

平和憲法六・七長野県民集会が長野市のひまわり公園で開催され、全県から約二八〇〇人が参加しました。県内の二六人が呼びかけ人となり、憲法九条を守る県民過半数署名を進める会「戦争をさせない一〇〇〇人委員会・信州」など六団体が事務局を担当しました。

「戦争法案をストップさせる」との一致点で、立場や組織の違いを超え大同団結し、来賓として篠原孝衆院議員（民主党）、藤野保史衆院議員（共産党）、竹内久幸県会議員（社民党）の三氏が挨拶しました。

参加者から万雷の握手を浴びたのは、今年百歳になる「むのたけじ」さんの講演です。従軍記者として先の戦争を体験し、強制疎開や愛する夫の死などに直面した、当時の子どもたちや女性たちの姿

を語り、「積極的平和主義」などという言葉で平和を壊そうとする安倍政権を厳しく批判しました。そして、ユーモアを交え、「男性と女性が深く愛し合えば、戦争はなくなる。愛する夫や恋人を戦場へ送る、愛する妻や恋人を残して命を捨てに戦場へは行かない」と訴えました。「私の言葉で平和が守られるのならば、何百時間でも命の続く限り話し続ける」との気迫は、参加者の熱い思いをいっそう滾らせました。

呼びかけ人の一人、弁護士滝澤修一さんは、今月四日に開かれた衆院憲法審査会において、与党・自民党の推薦した参考人を含め三人の憲法学者全員が、今回の法案を「違憲」と述べたことを紹介しました。そして、「私たち弁護士も法律の専門家です。私たちが、各都道府県の弁護士会に強制加入し、全国の組織もあります。全国の弁護士会を含め、全国すべての弁護士会が、今回の法案を『違憲』だと考え声明等を発表しています。日本の国の法制度上も憲法に違反する『戦争法案』を絶対に認めるわけにはいきません」と訴えました。

県民へのアピールを採択した後、二コースに分かれ行進しました。御開帳後の静かな街ですが、沿道から激励の手を振る市民も見受けられました。

介護保険優先から統合へ?

—不安募る福祉の動向—

日本障害者センターの六月二二日発行「障タイムズ」の見出しは、「さらに深まる介護保険優先原則問題! 統合論も再び浮上?」です。要約し一部を紹介します。

昨年成立した医療・介護総合法により本年四月から介護保険制度の大幅な見直しが始まり、給付抑制策や利用者負担増等が実施されました。特に要支援1、2の者は、市町村が実施する地域支援事業に三年かけて移行されることから自治体間格差の拡大やサービスの後退が懸念されています。

そんな中、六月五日、厚労省老健局長から各都道府県に『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて』の通知が出され、同ガイドライン(確定版)が配布されました。このガイドライ

ンには「障害給付における介護優先について」という項目が設けられ、地域支援事業への移管に当たり、介護保険給付だけでなく、地域支援事業(第一号事業のみ)も障害福祉サービスに優先するサービスとして明記されています。

また、介護保険と障害福祉サービスの適用関係に関する通知も、ガイドラインの確定版が出される前の三月三十一日に、「サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスにかかわる保険給付または地域支援事業を優先して受け、または利用することとなる」等の一部改定が行われていました。

地域支援事業(第一号事業のみ)は、①訪問型サービス②通所型サービス③そのほかの生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントとなり、うち①②は複数のサービス種別で構成されており、特に以下の四点は留意しておく必要があります。

- ①基準を緩和した訪問・通所サービスやボランティア主体のサービスが含まれている
- ②現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスはあるが、状態等を踏まえながら多様なサービス利用を促進していくことが重要と明記
- ③訪問サービスにボランティア主体の移動支援が設けられた
- ④その他の生活支援サービスにボラ

ンティアによる一人暮らしの高齢者等への見守りの提供が設けられた

つまり、障害者が介護保険の対象となった際、専門性を持たない者による支援が優先される可能性が拡大したこととなります。さらに、財政面や一定以上の所得者の二割以上の自己負担なども懸念されます。

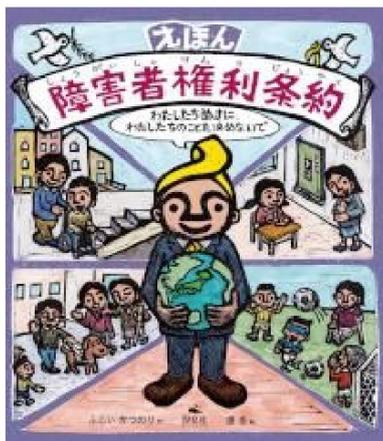
社会保障費の徹底抑制の中、介護保険統合も!

四月下旬に開かれた社保審「介護給付部会」で、三重県名張市長が「近い将来、介護と障害を一元化する方向で検討しなければならぬ。そのため運動もしていきたい」との趣旨の発言をしています。

政府の各種諮問機関でも、徹底した歳出の見直しとして、「社会保障の見直し」が提起されています。一方で、軍拡方針や大企業の法人税引き下げが明記されていることから、「介護保険の切り下げ」「障害分野の介護保険への統合による、障害福祉のさらなる切り下げ」の道筋に一層不安が募ります。

◇「障タイムズ」は、年間購読料五千円(月三回程度発信)希望者は事務局にお問い合わせください。

◇記事の厚労省ガイドラインは、厚労省のホームページで閲覧できます。



著者 藤井 克徳 (ふじい かつのり)
★国連ESCAPチャンピオン(障害者の権利擁護推進)賞受賞(2012年)

【えほん・障害者権利条約】
条約の大切さ・めざす社会がやさしくわかる!

さく:ふじい かつのり
絵:里 圭(さと けい)
出版社:汐文社(ちょうぶんしゃ)
2015年4月発行

■ 定価:1冊1,500円(+税)(AB判変・36頁)送料別
* 10冊以上の場合は料金サービスいたします。
詳しくはJD事務局までお問い合わせください。



コラム

旭 洋一郎（長野大学教授）

「差別」をめぐって

差別は一つの原因や背景で作られるものではないことを、折に触れ書いてきた。差別は無知から生まれる。確かにそうだ。では正しい「知識」の理解とはなんであろうか。回答は難しく単純な組み合わせではないことがわかる。だが、今回は少しここにこだわってみたい。

知識の正しさを一応保証してくれるのは、「科学」という知識の体系である。しかし、科学的思考とは、あくまで真理を求める仮説の積み重ねであって、およそ「絶対的な正しさ」とは反対に位置する。今日、AはBであるが、明日には、否定されるかもしれない。その積み重ねと柔軟に批判を受け入れることが科学的思考なのである。言い換えれば、科学的思考には、事実や新しい説明を受けれる謙虚さが求められる。この点が、「科学」の肝要なところであろう。

しかし、科学は時々モンスターを生む。若干の科学的知識をもとにしばしば謙虚さを忘れ去り、傲慢にも自分の説が正しいと言い放ち、異なった意見を無視したり攻撃したりする人物があらわれることがある。これは科学的思考とは無縁な人物であるが、我々には見分けがつきにくい。おまけにそれなりの観測データだとか、統計学的に計算された数値を突きつけられるとなかなか疑問を私たちはもちえない。「科学」はこのように時に失敗する。ハンセン病と医学がその典型例だ。では科学以外の基準はないだろうか。

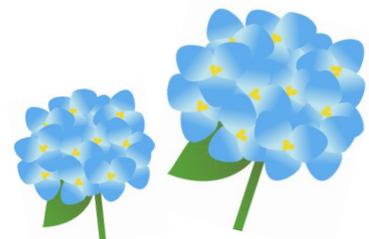
もう一つ、正しい理解の基準がある。それは人権だろう。人の存在を傷つけるか否か、存在を否定するかどうかの基準である。差別は人を傷つけ、人の存在を否定する行為である。その考え方がどんなに精緻であっても人を傷つける

のならば、それは正しい考えとは言えない。これを正しさの基準として考えるべきだ。人を生かす、応援する基準である。

おりもおり、「科学」だけではまずいのではないかと思わせる事件がソーシャルネットワークで最近おきた。ある内科医が自分のFacebookに「障害児を産んだ母親は反省すべきだ」と障害の原因を母親の妊娠から出産に至るまでの行動と思考に責任があると自説を展開したのである。これによって多くの母親や障害当事者が傷ついた。もちろん、多くの批判が寄せられたが、彼は自説を曲げず、謝罪もしない、聞く耳さえ持たない姿勢にさらに批判が寄せられ、世に言う大炎上となった。

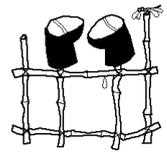
日本国憲法には確かに思想信条の自由、表現の自由が規定されているが、人を傷つけてまでは許されるわけではない。この内科医の考えは憲法の規定を超えている。つまり誤った考えであり、多くの人を傷つけ追い込んでいる。つまり差別者だ。それが一応、医師免許を持つ「医師」から発せられているのだからさらに罪は重い。信じる人もいるかもしれないし、それによって行動を起こすかもしれない。差別者が差別者を作っていく。今、彼に言うべきことはしない。大炎上に加わっても見下している彼の姿が見えるだけだ。ただ、彼が今後も振りまいていくであろう差別的思考には徹底的に批判しなければならない。

そのためには私たちが見習うべきは、正しい知識を絶えず見直し、人権を深く考え、傲慢にならず、謙虚に思考錯誤しながら繰り返していくことだろう。時間はかかるがこれ以外にないと思われる。





お知らせコーナー



1)フォーラム2015

「障害者・家族の生活実態と国連・障害者権利条約」

月日 2015年7月18日(土) 13:00~16:30

会場 サン・アップル(長野県障がい者福祉センター)

内容 ①講演「全国の障害者・家族実態調査の報告、調査からみえる課題」

講師:新井たかね さん(障全協副会長)

②障害者・家族の発表(県内の障害者・患者の生活、家族の介護や生活実態を明らかにします。)

2)自分で身体を動かすことが困難な、

また、医療的ケアの必要な人たちの親子水泳教室

講師・指導者 染谷 淳司さん



7月25日(土)	午後2:00~4:00	講義「自分で身体を動かすことができない、また、医療的ケアが必要な子どもたちの水泳活動について」	資料代 500円	松尾公民館
	午後5:00~6:00	支援者の実技講習会 持ち物:水着・水泳帽子など	プール代 400円	ほっ湯(と)あっぷる
7月26日(日)	午前10:00~ 11:00	親子水泳教室 集合時刻:9:30	プール代 400円	ほっ湯(と)あっぷる

主催:らっこの会飯田 問合せ先:0265-24-2359(田口)

3)聴覚障害者対象生活講座

ろう旅行家の海外ひとり旅

~世界遺産20ヶ所と中東の人々のこと~

月日 2015年7月19日(日)

時間 13:00~16:00 受付12:30~

会場 サン・アップル201会議室

講師 塩野谷 富彦さん(千葉県在住・ろう旅行家)

内容 世界遺産200ヶ所を訪ねて印象に残った世界遺産の紹介

中東の国々を訪ねて...イスラム教とIS(イスラム国)の違いは何?

海外一人旅のためのポイントと注意点

どなたでも無料で参加できます。事前申し込みは不要。直接会場へどうぞ!

問合せ=長野県聴覚障害者情報センター TEL.026-295-3530

FAX.026-295-3567

◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail:suishin2007@yahoo.co.jp